

令和7年度愛媛県eスポーツ交流イベント促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条

県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、障がい者に向けたeスポーツ活動を実施または実施しようとする団体に対して、eスポーツイベントを開催するために要する経費について、予算の範囲内で、令和7年度愛媛県eスポーツ交流イベント促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(目的)

第2条 障がい者施設等がeスポーツイベントを開催する経費を支援することで、地域でのeスポーツ交流イベントの自発的な開催を促進し、障がい者へのeスポーツの更なる普及拡大を図り、障がい者の生きがいをづくりや社会参加につなげる。

(補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに規約、会則等が整備され、組織としての形態を有している団体で、障がい者のためのeスポーツ活動を実施又は実施しようとする者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、県内で障がい者が楽しむことができるeスポーツ交流イベントを開催する活動であり、交付決定日から令和8年3月31日までに実施するものとする。

(補助対象外事業)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とした活動
- (2) 国、県又は市町からの助成又は他の公的助成を受ける活動
- (3) 営利を目的とした活動
- (4) その他、知事が補助することを不適當と認める活動

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象団体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助対象団体に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の内容を変更（ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。）
（2）配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、補助事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添え、補助対象事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減

額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第5号)を、速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。

（関係書類の保管）

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	対象経費は以下のとおり	
	費目	内容（例示）
	旅費	イベントゲスト等への旅費
	需用費	印刷製本費（チラシ・ポスター）、消耗品費
	報償費	イベントゲスト等への謝金
	役務費	郵送料
	使用料・賃借料	会場使用料、会場付帯設備費、機材借料
	保険料	イベント保険料
	その他	上記に掲げるもののほかeスポーツの実施に必要なと認められるもの
※助成となることが明確でない経費については、県に確認すること。		
補助率	2分の1以内	
補助限度額	50千円	

※ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。